

# 大使館便り

第246号 令和5年9月8日  
在ポルトガル日本国大使館

## 1. 太田大使からの御挨拶

御高承の通り、本年はポルトガル人が日本の種子島に到着して日本人と交流を始めてから480周年という記念すべき年ですが、ポルトガル人が到着した日は8月25日だったとされております。マルセロ・レベロ・デ・ソウザ大統領、当国外務省及び在日ポルトガル大使館からも日本ポルトガル交流480周年を祝福するメッセージを同日に発表して頂いておりますが、私のメッセージも当館HP上に掲載しておりますので御覧いただければ幸いです。

今年も残すところ4箇月弱となりましたが、引き続き交流480周年の機運を高めていきたいと考えていますので、皆様の御理解と御支援をよろしくお願い申し上げます。

## 2. 政治・経済関係

### (1) 再生可能エネルギーに関する月次レポートの発表

8月10日、ポルトガル再生可能エネルギー協会（APREN）は7月の国内の再生可能エネルギーに関するレポートを発表しました。同レポートによると、ポルトガルの7月の電源構成における再生可能エネルギーの占める割合は57.7%でした。発電方法別では風力発電が29%を占め最大となり、続いて太陽光発電の14%となりました。水力発電に関しては、夏の乾燥及び降雨不足の影響で8.0%となりました。同レポートによると、ポルトガルの2023年1月から7月までの電源構成における再生可能エネルギーの割合は69.2%となりました。同数値は、EU圏内で、ノルウェー（99.2%）、オーストリア（87.1%）、デンマーク（83.2%）に次ぐ4番目の高さです。

### (2) インテルカンプス社の世論調査結果の発表

8月15日、インテルカンプス社は政党支持に対する世論調査の結果を発表しました。与党・社会党（PS）の支持率は23.6%（前月比0.1ポイント増）となりました。最大野党・社会民主党（PSD）の支持率は22.5%（前月比0.3ポイント減）となり、野党第二党のシェーガ党の支持率は11.4%で、前月比1.3ポイント減となりました。その他の政党では、自由党（Livres）の支持率のみが増加し、残りの政党の支持率は低下しました。これらの結果を踏まえると、右翼政党の支持率は41.8%となり、左翼政党の合計支持率38.8%を上回ります。同社による最新の政党別支持率は以下のとおりです。

政党	3月	4月	5月	6月	7月	8月
社会党 (PS)	25.9	25.2	21.2	22.4	23.5	23.6
社会民主等 (PSD)	24.2	24.1	21.1	24.1	22.8	22.5
シェーガ党 (CH)	13.5	13.2	12.1	11.8	12.7	11.4
リベラル主導党 (IL)	7.0	7.3	6.9	8.1	9.1	7.0
左翼連合 (BE)	6.7	7.0	7.9	7.9	8.9	6.8
統一民主連合 (CDU) *	3.2	4.3	3.5	3.8	4.3	3.1
人と動物と自然の党 (PAN)	1.5	2.3	2.0	3.6	4.5	2.9
民衆党 (CDS) **	1.3	1.4	1.5	2.2	1.1	0.9
自由党 (Livre)	2.4	1.1	1.9	2.2	2.3	2.4

※ポルトガル共産党 (PCP)・緑の党 (PEV) の連合

※※現在無議席

### (3) 2023年第2四半期の経済成長率の発表

8月17日、ポルトガル投資貿易促進庁 (AICEP) はポルトガルの第2四半期の経済成長率が前年同時期に比べ2.3%となり、ユーロ圏20か国中アイルランドに次ぐ2番目の成長率であったと発表しました。ユーロ圏の同期間の経済成長率の平均は0.6%でした。EU圏の経済成長率の平均は0.5%となりました。

### (4) 共和国大統領、住宅法案に対して拒否権を行使

8月22日、レベロ・デ・ソウザ大統領は、前月19日に共和国議会にて承認された住宅法案に対して、拒否権を行使し、議会へ差し戻しました。レベロ・デ・ソウザ大統領は、同施策が現在、国民が直面している課題に対応するのに十分ではない旨を批判しました。また、本法案は議会で過半数の議席を有する与党の社会党 (PS) のみが賛成票を投じており、コンセンサスの面で問題視されていました。共和国憲法では、拒否された法案は再度議会に差し戻され、絶対多数 (116票) 以上で可決されると、大統領は8日以内に公布しなければならない旨定められています。

### (5) 共和国大統領のウクライナ訪問

8月22日から25日にかけて、レベロ・デ・ソウザ大統領は、ウクライナを公式訪問しました。訪問中、レベロ・デ・ソウザ大統領は、戦争によって多くの犠牲者がでたブチャ市にある犠牲者追悼記念碑の訪問し、その後ゼレンスキー/ウクライナ大統領と共に第3回クリミア・プラットフォーム首脳会合へ参加しました。訪問2日目には、ウクライナ独立32周年記念式典に参加し、ゼレンスキー大統領臨席のもと、ウクライナ語でスピーチを行いました。式典後、両大統領は首脳会談を行い、共同記者会見を行いました。その後、レベロ・デ・ソウザ大統領はシュミハル首相とも会談しました。

## (6) CPLP首脳会合の開催

8月27日、サントメ・プリンシペにて、第14回CPLP首脳会合が開催され、レベロ・デ・ソウザ大統領、アントニオ・コスタ首相が参加しました。会合へは、ゴメス・クラヴィーニョ外務大臣及びフランシスコ・アンドレ外務・国際協力担当大臣も同行しました。「若さと持続可能性」をテーマに開催された今回の首脳会合では、ポルトガルから、加盟国間の学術交流プログラムの設置、債務を用いたエネルギー転換のための基金の新設の2つの提案がなされました。レベロ・デ・ソウザ大統領は、「若者達は、あらゆるコミュニティはそれを作り上げた人達のものではなく、若者自身のものであると自覚しなければならない。」と述べました。また、CPLPが2026年に設立30周年を迎えることに言及し、「新しい世代は、地域コミュニティのリーダーとまではいかなくとも、少なくとも、そのリーダーシップの重要な部分を決定する存在にならなければならない」と新たな世代の重要性を強調しました。

## 3. 広報・文化関係

### (イベント)

#### (1) Engawa

グルベンキアン美術館では、本年7月から明年にかけて、CAM (Centro de Arte Moderna Gulbenkian) 創立40周年を記念した建築家隈研吾による建築プロジェクトのコンセプトである“Engawa” (縁側) をテーマとして、リスボン在住アーティストや文化関連機関、さらには日本人クリエイターとの様々なコラボレーションによるドキュメンタリー、対談、講演、パフォーマンス他のイベントが開催されます。本イベントシリーズの第二弾は9月8～10日に開催される予定で、音のアーティスト山崎阿弥氏によるパフォーマンスや、現代音楽作曲家である塩見允枝子氏をテーマにしたアート、また山崎阿弥氏と笙演奏者の石川高氏のコンサートなどが予定されています。第2弾、及び第3弾は以下の日程等で開催予定です。

- ・日時：9月8～10日、11月10～12日
- ・会場：Calouste Gulbenkian Foundation
- ・住所：Av. de Berna 45A、1067-001 Lisboa
- ・お問い合わせ：<https://gulbenkian.pt/en/information-request/>

#### (2) オリエンテ美術館企画展「Japão: Festas e Rituais」の開催

オリエンテ美術館において、標記長期企画展「Japão: Festas e Rituais」が開催されています。本企画展は日本に古くからある慣習・祭り・伝統をテーマに、オリエンテ財団所蔵の美術品を中心とした日本文化関連物品の展示の他、映像、アニメーション、インタビューを織り込んだガイドツアー形式となっています。

- ・日時：展示は2024年12月31日まで。ガイドツアーは9月22日、10月2

0日、11月17日、12月22日の各金曜日の18:30～(60分)

- ・会場：Museu do Oriente
- ・住所：Av. Brasília、Doca de Alcântara (Norte)、1350-352 Lisboa
- ・入場料：展示は6ユーロ、ガイドツアー参加費は3,5ユーロ（展示とは別）
- ・お問い合わせ：[info@oriente.pt](mailto:info@oriente.pt)

## (お知らせ)

今後、当館主（共）催による日本関連イベント開催に当たり、大使館便りに加えてEメールによる招待状やイベント情報の送付を希望される方は、[cultural@lb.mofa.go.jp](mailto:cultural@lb.mofa.go.jp)まで御連絡ください。

## 4. 領事関係

### (1) 日本へ（一時）帰国をお考えの方へ

2023年4月29日以降、入国時における検査（陰性）証明又はワクチン接種証明書の提示は不要です。また、これに伴い、これまで利用が推奨されていた入国時の「Visit Japan Web」による検疫手続きも不要となりました。詳細は (<https://v.jw-lp.digital.go.jp/>) を御確認ください。

### (2) 日本入国に際する畜産物や植物の持ち込みについて

詳細は以下のリンク（農林水産省）を御確認ください。

(動物検疫) <http://www.maff.go.jp/aqs/tetuzuki/product/aq2.html>

(植物防疫) <https://www.maff.go.jp/pps/j/trip/keikouhin.html>

### (3) 海外に住んでいても国政選挙への投票は可能です。

ア 在外選挙登録申請手続きは以下のリンク先を御参照ください。

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/flow.html>

イ 遠隔地にお住まいの方等一定の条件を満たす方には、在外選挙人登録申請の際、本人出頭を免除する特例措置も採用しております。御希望の方は事前に当館まで御相談ください。

### (4) 旅券（パスポート）の電子申請

2023年3月27日から、旅券の発給申請手続きが一部オンライン化されています。詳しくは以下のリンク先を御覧ください。 [https://www.pt.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/11\\_000001\\_00830.html](https://www.pt.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00830.html)

## (5) 「在留届」に関するお願い

「在留届」は、旅券法において、日本国外に住所または居所を定めて3か月以上滞在される日本国籍者を対象にその提出が義務付けられています。届け出は以下のサイトから願います。<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

また、ポルトガルからの転出及び帰国の際には、「帰国・転出届」の御提出も忘れずに願います。

## (6) 第三国に出国の際の「たびレジ」登録のお願い

御登録はこちらから→ <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html>

## (7) 日本における消費税免税制度

2023年4月1日より、以下の要件を満たす方は免税購入対象者となります。在留証明の申請についてはこちらをご確認ください。→ ([https://www.pt.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/00\\_000098.html](https://www.pt.emb-japan.go.jp/itpr_ja/00_000098.html))

(観光庁 HP からの一部抜粋)

ア 外国籍を有する非居住者

- ・「短期滞在」、「外交」、「公用」の在留資格を有する者
- ・出入国管理及び難民認定法第十四条から第十八条までに規定する上陸の許可を受けて在留する者

イ 日本国籍を有する非居住者

- ・国内以外の地域に引き続き二年以上住所又は居所を有することを在留証明又は戸籍の附票の写しにより確認がされた者※

※在留証明、戸籍の附票の写しは、免税購入対象者が最後に入国した日から起算して6月前の日以後に作成されたものにて確認する必要があります。

## (8) マイナンバーカードについて ～海外から帰国したら～

マイナンバーカードは、マイナンバーが記載された顔写真入り・ICチップ付きのカードで、顔写真入りの公的な身分証明書です。健康保険証としても機能し、交付手数料も無料ですので、御帰国後は同カードの取得を御検討ください。<https://www.kojinbangocard.go.jp/>

## (9) 御来館時のお願い

領事窓口は原則予約制を採用しています。

[大使館案内](#) | [在ポルトガル日本国大使館 \(emb-japan.go.jp\)](#)

## (10) 本「大使館便り」を含む当館領事業務への御意見募集

当館では、領事サービスの向上を図るため、皆様からの御意見を募集しています。お気軽

に下記領事班メールアドレスに御連絡ください。

在ポルトガル日本国大使館（領事班）

住所：Avenida da Liberdade 245-6 1269-033 Lisboa

TEL：21-311-0560 FAX：21-354-3975 email：[consular@lb.mofa.go.jp](mailto:consular@lb.mofa.go.jp)